

○邑楽町移住支援金支給規則

平成31年4月26日

規則第10号

改正 令和2年3月2日規則第3号

令和3年3月31日規則第19号

令和4年3月3日規則第4号

令和4年3月31日規則第7号

令和4年11月25日規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、首都圏から邑楽町への移住者に移住支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏から邑楽町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

(支給要件及び移住支援金の額)

第2条 町長は、次項に定める要件を満たし、かつ、第3項から第6項までに定めるいずれかの要件を満たす就業等をした者に対し、2人以上の世帯の場合にあっては100万円の支援金を、単身の場合にあっては60万円の支援金を、予算の範囲内において支給することができる。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算することができるものとする。

2 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住等について、次に掲げる要件の全て（単身の場合にあっては第1号、第2号及び第4号）に該当しなければならない。

(1) 移住元に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 住民票を邑楽町に移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村

(政令指定都市を除く。)をいう。)以外の地域をいう。以下同じ。)に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、住民票を邑楽町に移す直前の10年間のうち、東京圏に在住し、東京23区内の大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。)に通学していた期間は、東京23区内に在住していた期間とみなすことができる。

イ 住民票を邑楽町に移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)。ただし、住民票を邑楽町に移す直前の1年間のうち、東京圏に在住し、東京23区内の大学等に通学していた期間は、東京23区内に在住していた期間とみなすことができる。

(2) 移住先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 平成31年4月26日以後に邑楽町に転入していること。
イ 支援金の申請日から5年以上、邑楽町に継続して居住する意思を有していること。

(3) 世帯に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 世帯員(申請者を含む。以下同じ。)が移住元において、同一世帯に属していたこと。
イ 世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
ウ 世帯員がいずれも、平成31年4月26日以後に邑楽町に転入していること。
エ 世帯員がいずれも、第4条第1項の規定による申請時において転入後3月以上1年以内であること。
オ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(4) 次に掲げる要件の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

と。

イ　日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　その他群馬県及び邑楽町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3　申請者が移住に際し就業する場合（次項に規定する場合を除く。）にあっては、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1)　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2)　次のいずれかに該当すること。

ア　就業先が群馬県又は他の都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

イ　国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業すること。

(3)　前号アに該当する場合にあっては、申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4)　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、第4条の規定による申請時において当該法人に連續して3月以上在職していること。

(5)　第2号アに該当する場合にあっては、求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以後であること。ただし、平成31年度に限り、マッチングサイト開設前にあっては、群馬県又は他の都道府県のサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以後とする。

(6)　就業先に支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(7)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(8)　目的達成後の離職を前提とした就業でないこと。

4　申請者が移住に際し起業する場合にあっては、国の地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県が実施する起業支援事業（以下「起

業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けなければならない。

5 申請者がテレワークにより移住元から引き続き業務を継続する場合にあっては、次に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により邑楽町に移住し、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 地方創生テレワーク交付金制度要綱(令和3年2月9日府地創第34号)に基づき国が交付する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援又は助成を受けていないこと。

6 前3項に規定する要件に該当しない者にあっては、次に掲げる要件(以下「関係人口要件」という。)の全てに該当しなければならない。

(1) 邑楽町へのふるさと納税を次条第1項の規定による申請の日が属する年を含む直近5年間のうち3年以上行っていること。

(2) 住宅(邑楽町の区域内で自己の居住の用に供する住宅であって、居室、専用の台所、便所及び玄関を有するもの(併用住宅にあっては、これらの居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの)に限る。以下同じ。)の取得(申請者又はその配偶者の3親等以内の親族からの取得を除く。)をしている、又は住宅の建築工事の請負契約を締結していること。

(仮申請)

第3条 申請者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 邑楽町移住支援金支給申請書(仮申請用)(別記様式第1号)

(2) 運転免許証その他の申請者の写真を貼り付けた身分証明書の写し(仮申請時に原本を提示することで本人を確認できる書類)

(3) 移住元の住民票の除票の写し(2人以上の世帯の場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(4) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)(前条第2項第1号の東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていたことに該当することにより支援金の交付の申請をしようとする被用者又は雇用者に

限る。)

- (5) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（前条第2項第1号の東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていたことに該当することにより支援金の交付の申請をしようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
 - (6) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（前条第2項第1号の東京圏に居住し、東京23区内への通勤をしていたことに該当することにより支援金の交付の申請をしようとする法人経営者又は個人事業主に限る。）
 - (7) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書その他の在学期間を確認できる書類（前条第2項第1号アただし書及び同イただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - (8) 移住先の就業先の就業（一般）証明書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第2号）（前条第3項第2号アの要件を満たす場合に限る。）
 - (9) 移住先の就業先の就業（専門人材）証明書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第3号）（前条第3項第2号イの要件を満たす場合に限る。）
 - (10) 起業支援金の交付決定通知書（前条第4項の要件を満たす場合に限る。）
 - (11) 所属先企業等の就業（テレワーク）証明書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第4号）（前条第5項の要件を満たす場合に限る。）
 - (12) 関係人口要件に係る認定申請書（移住支援金の仮申請用）（別記様式第5号）（前条第6項の要件を満たす場合に限る。）
- 2 前項の書類は、次の各号に掲げる申請者の要件の区分に応じ、当該各号に定める日以後に提出するものとする。
- (1) 前条第3項第2号アの要件を満たす場合 群馬県又は他の都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募し採用が決定した日
 - (2) 前条第3項第2号イの要件を満たす場合 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住し、及び就業した日

(3) 前条第4項の要件を満たす場合 起業支援金の交付決定を受けた日

(4) 前条第5項又は第6項の要件を満たす場合 邑楽町への転入日

3 町長は、第1項の書類の提出を受けた後、申請者が申請要件（次条第1項に定める申請時期を除く。）を満たしているかどうかを審査し、その結果を邑楽町移住支援金仮申請審査結果通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（本申請）

第4条 前条の規定により申請要件を満たした申請者は、転入から3月以上1年以内（第2条第3項の要件を満たす者にあっては、これに加え就業から3月経過後）に次に掲げる書類を町長に提出することで支援金の支給の申請をすることができる。

(1) 邑楽町移住支援金支給申請書（本申請用）（別記様式第7号）

(2) 運転免許証その他の申請者の写真を貼り付けた身分証明書の写し（本申請時に原本を提示することで本人を確認できる書類）

(3) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請者本人名義の口座で確実に振込可能となる情報（金融機関名、支店名、店番号、口座種類、口座番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）

(4) 移住先の就業先の就業（一般・専門人材）証明書（移住支援金の本申請用）（別記様式第8号）（第2条第3項の要件を満たす場合に限る。）

(5) 所属先企業の就業（テレワーク）証明書（移住支援金の本申請用）（別記様式第9号）（第2条第5項の要件を満たす場合に限る。）

2 前条第3項の規定による申請要件の審査を受けていない申請者は、同条第1項の申請を前項の申請と併せて行うことができる。この場合において、町長は、邑楽町移住支援金仮申請審査結果通知書による申請者への通知を省略することができる。

（支給決定及び支給方法）

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは邑楽町移住支援金支給決定及び確定通知書（別記様式第10号）により、不支給の決定をしたときは邑楽町移住支援金支給却下通知書（別記様式第11号）を交付するものとする。

2 町長は、邑楽町移住支援金支給決定及び確定通知書を交付した場合は、速やかに支援金の全額を申請者の指定する口座に一括で支給するものとする。
(支援金の返還)

第6条 町長は、支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する場合には、邑楽町移住支援金返還請求書（別記様式第12号）により、当該区分に応じて支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、当該各号に定める要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りでない。

- (1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合
- ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 支援金の申請日から3年を経過する日の前日までに邑楽町から転出した場合
 - ウ 支援金の申請日から1年を経過する日までに当該支援金の申請要件を満たす職を辞した場合（第2条第3項の要件を満たすことにより支援金を受給した場合に限る。）
 - エ 支援金の申請に係る起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - オ 新築した住宅の登記簿の全部事項証明書を転入日から3年以内に町長に提出しなかった場合（第2条第6項第2号の住宅の建築工事の請負契約を締結していることに該当することにより支援金を受給した場合に限る。）

- (2) 半額の返還 前号イに該当する場合を除き、支援金の申請日から5年を経過する日までに邑楽町から転出した場合

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月31日から適用する。

附 則（令和3年規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の邑楽町移住支援金支給規則の規定は、令和3年4月1日以降に邑楽町に転入する者について適用し、同日前に邑楽町に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の邑楽町移住支援金支給規則の規定は、令和4年4月1日以降に邑楽町に転入する者について適用し、同日前に邑楽町に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第21号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

邑楽町長宛て

年　月　日

邑楽町移住支援金支給申請書（仮申請用）

邑楽町移住支援金支給規則に基づき、移住支援金の支給を仮申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日	
氏名	(署名)		西暦	年　月　日
住所	〒	電話番号		
メールアドレス				
転入年月日	西暦　年　月　日	就業年月日	西暦　年　月　日	

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人		
					上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人		
移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）	テレワーク	関係人口		起業

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区での在住／在勤履歴（住民票を移す直前の10年間のうち、通算で5年以上、かつ最直前の1年以上は連続した在住／在勤履歴）

期間	就業先	就業地

※東京23区での在勤履歴は、住民票を移す3ヶ月前の時点まで続いている必要があります。また、移住直前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第2号（第3条関係）

年　月　日

邑楽町長　宛て

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業（一般）証明書（移住支援金の仮申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

邑楽町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、邑楽町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第3号（第3条関係）

年　月　日

邑楽町長　宛て

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業（専門人材）証明書（移住支援金の仮申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
転職先への定着の意思	特定のプロジェクト等の目的達成後に離職することが前提ではない
カテゴリ	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

邑楽町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、邑楽町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第4号（第3条関係）

年　月　日

邑楽町長 宛て

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業(テレワーク) 証明書（移住支援金の仮申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない
勤務先へ行く頻度	週・月・年　回程度／行くことはない／その他（ ）

邑楽町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、邑楽町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第5号（第3条関係）

邑楽町長 宛て

年 月 日

関係人口要件に係る認定申請書（移住支援金の仮申請用）

邑楽町移住支援金支給規則に基づき、下記の通り移住支援金の関係人口要件に係る認定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日		
氏名	(署名)		西暦	年	月 日
住所	〒	電話番号			
メールアドレス					

2 移住支援金の種別（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

3 関係人口の該当要件及び添付書類（該当する欄に○を付けてください）*

チェック欄	該当要件	チェック欄	必要添付書類
	移住支援金の申請日が属する年を含む直近5年間のうち3年以上本町に「ふるさと納税寄附金」を行っていること。		寄付受領証明書
	本町の区域内に、自己の居住の用に供する住宅（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分の床面積が総床面積の2分の1以上の住宅。）の取得をしている、又は建築工事の請負契約を締結していること。 ※ただし、申請者又はその配偶者の3親等以内の親族から住宅を取得した（相続、贈与等含む。）場合は除く。		① 住宅の登記簿の全部事項証明書 ② 資産証明書（役場で取得できる証明書） ③ 住宅の購入に係る売買契約書の写し 又は住宅の建築に係る工事請負契約書の写し ④ その他住宅を取得した事が分かる書類として町長が認めたもの

*①～④のいずれかの添付が必要

4 下記のとおり相違ないことを宣言します

取得した住宅は、申請者又はその配偶者の3親等以内の親族から取得した（相続、贈与等含む。）ものではありません。
--

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第6号（第3条、第4条関係）

年　月　日

様

邑楽町長

印

邑楽町移住支援金仮申請審査結果通知書

年　月　日にあなたから提出のあった標記につき、邑楽町移住支援金支給規則
第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 移住支援金の申請要件を満たすことになります

邑楽町移住支援金支給規則第4条の規定に基づき、「当町への転入日又は就業日のい
ずれか遅い日から3ヶ月が経過する日（起業した場合にあっては、転入日から3ヶ月が
経過した日）」から「転入日から1年を超えない日」の間に、(1)～(5)の書類を提出し、
申請を行ってください。

なお、申請期間内であっても、移住支援金支給額の総額が該当予算額に達した場合な
ど申請をお断りする場合がありますので、早めの申請をお願いいたします。

- (1) 邑楽町移住支援金支給申請書（本申請用）（別記様式第7号）
- (2) 写真付き身分証明書の写し（本申請時に原本を提示することで本人を確認できる書類）
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる
情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるも
のに限る。）
- (4) 移住先の就業先の就業（一般・専門人材）証明書（移住支援金の本申請用）（別記
様式第8号）（就業の要件で申請した場合のみ）
- (5) 就業（テレワーク）証明書（移住支援金の本申請用）（別記様式第9号）（テレワ
ークの要件で申請した場合のみ）

2 移住支援金の申請要件を満たしていません

（理由）

（1又は2のいずれか該当する方に○）

管理コード

別記様式第7号（第4条関係）

邑楽町長宛て

年 月 日

邑楽町移住支援金支給申請書（本申請用）

邑楽町移住支援金支給規則に基づき、移住支援金の支給を申請します。

1 申請者欄

フリガナ				性別	生年月日		
氏名					西暦	年	月
住所	〒			電話番号			
メールアドレス							

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	单身	世帯	世帯の場合は同時に移住した人数（1の申請者は含まない）			人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数			人
移住支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）		テレワーク	関係人口	起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）*

別紙1「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「群馬県移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、邑楽町に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就職（一般）の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 邑楽町への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 振込先口座

金融機関名				支店名等		
口座種別 (どちらかに○)	普通	当座	口座番号			
フリガナ						
口座名義						

管理コード（邑楽町使用欄）						
---------------	--	--	--	--	--	--

別記様式第8号（第4条関係）

年　月　日

邑楽町長　宛て

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業(一般・専門人材) 証明書(移住支援金の本申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に 3ヶ月以上継続勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 (就職(一般)の場合のみ)	3親等以内の親族に該当しない

※邑楽町移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、邑楽町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード(邑楽町使用欄)

別記様式第9号（第4条関係）

年　月　日

邑楽町長　宛て

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業(テレワーク) 証明書（移住支援金の本申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点では当社に継続勤務していることに相違ありません。
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない
勤務先へ行く頻度	週・月・年　回程度／行くことはない／その他（ ）
応募受付年月日	

※邑楽町移住支援金支給事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、邑楽町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（邑楽町使用欄）

別記様式第10号（第5条関係）

年　月　日

様

邑楽町長

印

邑楽町移住支援金支給決定及び確定通知書

邑楽町移住支援金支給規則の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を支給することを決定及び確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____円

※指定の振込口座に入金されるまでに、1か月程度かかります。御了承ください。

※移住支援金は、御申請いただいた口座に振り込みます。

(備考)

- 1 邑楽町は、邑楽町移住支援金支給規則の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に邑楽町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額
 - ・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・新築した住宅の登記簿の全部事項証明書を転入日から3年以内に町長に提出しなかつた場合（住宅を新築することを要件に移住支援金の支給を受けた場合に限る。）：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に邑楽町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 邑楽町は、邑楽町移住支援金支給規則の規定に基づき、邑楽町移住支援金支給事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

別記様式第 11 号（第 5 条関係）

年　月　日

様

邑楽町長 印

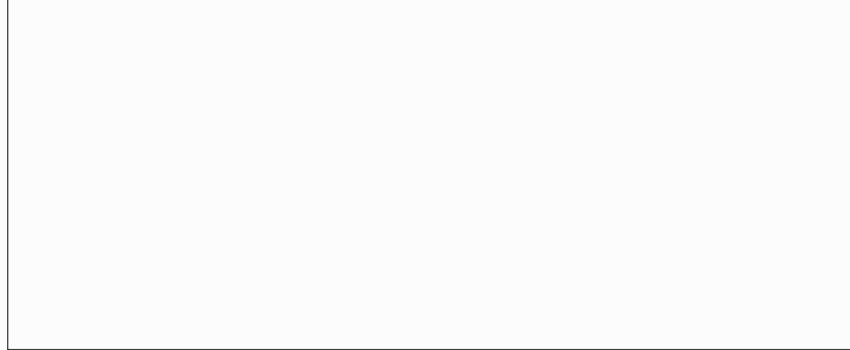
邑楽町移住支援金支給却下通知書

年　月　日付けで申請のありました邑楽町移住支援金の支給申請につき
ましては、下記の理由により却下しましたので邑楽町移住支援金支給規則第 5 条の規定
により通知します。

記

1 移住支援金申請額 金 円

2 却下理由



別記様式第12号（第6条関係）

年　月　日

様

邑楽町長　印

邑楽町移住支援金返還請求書

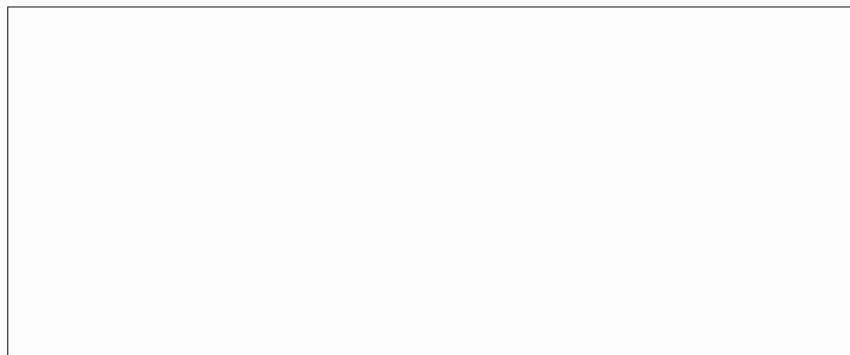
年　月　日付けで支給決定及び確定通知をした邑楽町移住支援金については、邑楽町移住支援金支給規則第6条の規定により、下記のとおり返還することを命ずる。

記

1　返還額　　金　円

2　返還期限　　年　月　日

3　返還理由



別記様式第1号（第3条関係）
別記様式第2号（第3条関係）
別記様式第3号（第3条関係）
別記様式第4号（第3条関係）
別記様式第5号（第3条関係）
別記様式第6号（第3条、第4条関係）
別記様式第7号（第4条関係）
別記様式第8号（第4条関係）
別記様式第9号（第4条関係）
別記様式第10号（第5条関係）
別記様式第11号（第5条関係）
別記様式第12号（第6条関係）